

官報

号外 昭和三十七年十二月二十二日

○第四十二回衆議院會議録 第九号

昭和三十七年十二月二十二日(土曜日)

議事日程 第五号

昭和三十七年十二月二十二日

午前十時開議

第一 檢察官適格審査会委員及び
同予備委員の選挙

第二 農林省設置法の一部を改正
する法律案(第四十回国会、内
閣提出)(參議院送付)

〔請願日程は本号末尾に掲載〕

○本日の會議に付した案件

会期延長の件

日程第一 檢察官適格審査会委員
及び同予備委員の選挙

日程第二 農林省設置法の一部を
改正する法律案(第四十回国会、
内閣提出)(參議院送付)

請願日程 恩給、年金等受給者の
処遇改善に関する請願外三百六
十請願

午後二時四十二分開議

○副議長(原健三郎君) これより會議
を開きます。

会期延長の件

○副議長(原健三郎君) 会期延長の件
につきお諮りいたします。

本国会の会期を明二十三日一日間延
長したいと存じ、これを發議いた
します。

本件につき、討論の通告がありま
す。これを許します。佐々木良作君。

〔佐々木良作君登壇〕

○佐々木良作君 私は、最も大事な会
期延長という議題が、このような形で
開かれることに對して、最大の遺憾の
意を表するものであります。わが民
主社会党を代表いたしまして、議題と
なっておりますこの問題についての反
對の討論を行ないます。

わが党は、第四十二臨時国会におき
まして、焦眉の急となっております石
炭問題につき、当面の対策を樹立する
とともに、現下の經濟事情にかんがみ
まして、不況対策を含む予算の補正を
要求し、國民の負託にこたえるため
に、そういう実のある国会たらしめる

ための最大の努力を傾注してきたつも
りであります。(拍手)特に、本国会

は、最小限度の問題に切り詰めてみま
しても、石炭労働者の問題、並びに公

務員の問題、さらに災害被害者の当面
の問題を解決することは、この国会に
課せられた最大の任務であつたわけ

であります。しかるに、御承知のごと
く、去る八日召集されて以来、十

日、一日間の実質審議がほとんど行
なわれたのみでありまして、早くも十

二日以降、国会は完全な空白状態とな
りました。しこうして、石炭問題をめ

ぐる不明朗、不明確さまゝなる非公式
の談話が横行いたしまして、國民の目
の前で審議を通じて明らかにすべき国

の機能がかわつて、裏交渉とやみ取
引のみが台頭して参つた現状でありま
す。およそ民主主義政治とは義理にも

言いがたいありさまであつたことは、
皆さん御承知の通りであります。しか
も、その裏交渉の話し合いもまた何ら

た。党派を越えて民主政治の入れもの
であるところの議會を守らんとする者
の痛恨この上ないところでありませ
う。原因は、皆さん方もいろいろと考
えておられるでありましょう。しかし
ながら、その最大のものは、政府の石炭
対策の混迷と、与党の国会対策の不手
ぎわに歸せられることは当然でありま
す。完全に政府・与党の責任に歸せし
められる暴挙をあえてしながら、また

また、安易な会期再延長の手段によつ
てこの場を糊塗せんとするがごとき政
府・与党の態度は、民主政治を口にす
る者の斷じて認容せざるところであり

ます。(拍手)会期延長によつてこの場
を切り抜けようとする与党・政府の態
度は、みずからの政策の混迷と国会対

策の不手ぎわを全議員の共同責任に転
嫁しようとするものであります。

会期延長問題につきましては、国会
正常化論議の過程におきましてもしば

しば論及され、慎重な取り扱いが絶対
に必要なとの観点に立ちまして、常会
におきましては再度の延長を認めざる

を要する。臨時会におきましては二回
をこえてはならぬと規定をいたしまし
て、再延長は認容する建前のごとくで

ありますが、法精神は明らかに乱用を
禁じたものであります。

議會政治擁護の立場に立つて、この
事態に処すべき唯一の手段は、私は池
田内閣の総辭職以外にはないと存じま

す。政策の混迷がその最大の原因で
あつたからであります。もし百歩譲つ
て、社会党の非議會主義的方法がこの
事態の原因であると強弁されるなら
ば、そのときの救済手段はたつた一
つ、国会の解散だけあります。責任の
歸趨に従つて折り目切れ目を正すこと
こそ、まさに議會制民主主義の真髓で
なければなりません。

今や、國民の期待は完全に議會政治
から離れんといたしております。無

能、無責任、まるで愚劣きわまる議會
の現状に對して國民はあきれはててお
ることは皆さんもよく御存じでしよ

う。同時に、險しい國民の眼はわれわ
れを見詰めておることを斷じて忘れて
はなりません。議會政治の權威保持の

ため、政府・与党がみずからなすべき
ことを行なうべきであります。今議

題となつておる会期再延長のごとき無
責任にして安易きわまる手段は、捨て
られることを切望してやまないもので

あります。

私の反對討論に對して、これに反駁
する賛成討論も行なわれぬやうであ
りますから、私は、心ある与党議員諸
君もこぞつて会期再延長に反對の意思
を表明されるでありますようことを期
待いたしまして、討論を終わります。

(拍手)

○副議長(原健三郎君) これにて討論
は終局いたしました。

昭和三十七年十二月二十二日 衆議院會議第九号 檢察官適格審査会委員及び同予備委員の選挙 農林省設置法の一部を改正する法律案

本国会の会期を一日間延長するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(原健三郎君) 起立多数。よつて、会期は一日間延長するに決しました。(拍手)

日程第一 檢察官適格審査会委員及び同予備委員の選挙

○副議長(原健三郎君) 日程第一、檢察官適格審査会委員及び同予備委員の選挙を行ないます。

○草野一郎平君 檢察官適格審査会委員及び同予備委員の選挙は、その手続を省略して、議長において指名されんことを望みます。

○副議長(原健三郎君) 草野一郎平君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○副議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。

議長は、檢察官適格審査会委員に

松本 俊一君 井伊 誠一君

を、また、岡田修一君を松本俊一君の予備委員に、河野正君を井伊誠一君の予備委員にそれぞれ指名いたします。

日程第二 農林省設置法の一部を改正する法律案(第四十回国会、内閣提出)(参議院送付)

○副議長(原健三郎君) 日程第二、農林省設置法の一部を改正する法律案を

議題といたします。

農林省設置法の一部を改正する法律案(第四十回国会内閣提出第四十一回国会衆議院送付)

本院において継続審査をした右の案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三条の四により送付する。

昭和三十七年十二月二十一日

参議院議長 重宗 雄三
衆議院議長 清瀬一郎殿

(小字及び一は参議院修正)

農林省設置法の一部を改正する法律

農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「(第五条第十二条)」を

「(第五条第十二条の二)」に、「農地事務局」を「地方農林局」に、「(第四十四条第七十三条)」を「(第四十四条第八十九条)」に、「第三節

水産庁(第七十三条)」を「第三節水産庁(第七十三条)」を

「(第七十三条・第七十四条)内部部局(第七十五条第八十条)附属機関(第八十一条第八十八条)地方支分部局(第八十九条)」に、「(第七十四条・第七十五条)」を「(第九十条・第九十一条)」に改める。

第四十六条第六十二号及び第六十三号

を次のように改める。

六十二 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)に基づき漁業の免許又は許可を与えること。

六十三 水産業協同組合その他水産庁の所掌事務に係る団体につき許可又は認可を与えること。

第四十六条第六十五号を第七十二号とし、第六十四号を第七十一号とし、第六十三号の次に次の七号を加える。

六十四 輸出水産物の振興に関する法律(昭和二十九年法律第五十四号)に基づき指定機関を指導監督すること。

六十五 水産物及び水産業専用物品(漁船を含む。)の検査を行なうこと。

六十六 漁船保険及び漁船乗組員給与保険の再保険事業並びに中小漁業融資保証保険事業を行なうこと。

六十七 漁船の建造、改造又は転用の許可を与えること。

六十八 漁港の修築、維持管理及び災害復旧に関し指導監督及び助成を行ない、並びに漁港修築事業及び漁港災害復旧事業を行なうこと。

六十九 漁港の区域に係る海岸保全区域内における海岸保全施設の新設、改良及び災害復旧の事業(以下「漁港海岸保全事業」と

いう。)並びに当該海岸保全区域の管理につき指導監督及び助成を行ない、並びに漁港海岸保全事業を行なうこと。

七十 漁港の区域における公有水面の埋立てに関する認可を与えること。

第五条第一項中「五局」を「六局」に、「農地局」を「農政局」に、「蚕糸振興局」を「農地局」に、「蚕糸局」を「蚕糸局」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 農林経済局に統計調査部を、農政局に普及部を、農地局に管理部、計画部及び建設部を置く。

第七条中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号から第十五号までを一号ずつ繰り上げる。

第八条第一項第一号から第二十二号までを次のように改める。

一 農林畜水産業に関する金融制度の企画及び資金についての調整を行なうこと。

二 農林漁業金融公庫、農林中央金庫、農業信用基金協会その他の金融業務を行なう団体及びこれらの団体の行なう金融業務の指導監督を行なうこと。

三 農業近代化資金助成法(昭和三十六年法律第二百二号)に基づいて、都道府県が利子補給及び出資を行なうのに要する経費につき助成を行なうこと。

四 農業近代化助成資金を管理すること。

五 天災により被害を受けた農林漁業者等に対し貸し付けられる資金につき地方公共団体が利子補給及び損失補償を行なうのに要する経費につき助成を行なうこと。

六 農林省の所掌に係る事業を営む中小企業の育成及び発展並びに農林省の所掌に係る事業の合理化に関すること。

七 農林省の所掌に係る商工業に関する団体の指導監督を行なうこと。

八 農林省の所掌事務に係る物資の売買取引を行なうために必要な商品市場を開設することを目的とする商品取引所の指導監督を行なうこと。(蚕糸局の所掌に属することを除く。)

九 農山漁家の経営改善のためにする農村工業及び副業の指導助成を行なうこと。

十 肥料の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。(他省がその生産を所掌する肥料の生産に属すること。次号に掲げるものの以外のもを除く。)

十一 臨時肥料需給安定法(昭和二十九年法律第七十二号)に基づき硫酸アンモニアその他重

要肥料の生産業者及び輸入業者

の販売価格の決定並びに生産費及び輸入価格の調査に関すること。

十二 肥料の検査に関すること。

十三 農林畜水産物の消費の増進及び改善に関する事務を総括すること。

十四 中央卸売市場の指導監督を行なうこと。

十五 日本農林規格に関すること。

十六 農林畜水産物の輸出検査の基準及び輸出検査に関すること。

十七 農林省の所掌事務に係る外国為替算案の作成の準備に関すること及び輸出入に関する連絡調整を行なうこと。

十八 農林省の所掌事務に係る物資についての関税に関する事務のうち農林省の所掌に係るものを総括すること。

十九 農林省の所掌事務に係る賠償及び国際協力に関する事務を総括すること。

二十 農畜産業に関する共済及び保険に関すること。

二十一 前号の共済及び保険に関する団体の指導監督及び助成を行なうこと。

行なうこと。

二十二 農業共済再保険特別会計の経理を行なうこと。

第八条第二項を削り、同条第三項

中「第一項第二十三号」を「前項第二十三号」に改め、同項を同条第二項とする。

第十条を削り、第九条を第十条とし、

第八条の次に次の一条を加える。

(農政局の事務)

第九条 農政局においては、左の事務をつかさどる。

一 農業行政に関する企画を行なうこと。

二 農業経営の改善を図ること。

三 農業労働に関すること。

四 農業者に関する租税、公課その他の負担に関する連絡調整を行なうこと。

五 農業構造の改善に関する施策につき調整を行なうこと。

六 農業構造の改善に関する調査を行なうこと。

七 農業構造改善事業に関し指導及び助成を行なうこと。

八 農山漁村の総合的な振興計画の樹立及び実施についての指導及び助成に関すること。

九 農山漁村における電気導入に関すること。

十 農業協同組合その他農業に関する団体の指導監督及び助成を行なうこと。

十一 農林漁業団体職員共済組合の指導監督及び助成を行なうこと。

十二 農業倉庫に関すること。

十三 農作物の作付体系の合理化に関すること。

十四 米穀、麦類その他の穀類(豆類を除く。)及びその生産に伴う副産物の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。(食糧庁の所掌に属することを除く。)

十五 農業改良資金助成法(昭和三十一年法律第百二二号)に基づいて、都道府県の行なう資金の貸付けにつき助成を行なうこと。

十六 農業機械化の促進に関すること。

十七 病虫害の防除及び輸出入植物の検疫に関すること。

十八 農機具、農薬その他の農業専用物品(肥料を除く。以下この号及び次号において同じ。)の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。(他省

がその生産を所掌する農業専用物品の生産に関するものを除く。)

十九 第十四号に規定する農産物及び農業専用物品の検査に関すること。(農産物検査法(昭和二十六年法律第百四十四号)による検査に関するものを除く。)

二十 農業者の海外移住に関し、その募集、選考及び教育並びに移住地の調査を行なうこと。

二十一 農業(畜産業を含み、蚕糸業を除く。第二十三号において同じ。)及び農山漁家の生活に関する知識の普及交換を図ること。

二十二 農業改良助長法に基づいて、普及事業の助成を行なうこと。

二十三 農業及び農山漁家の生活に関する知識の普及交換に関する事務に従事する者の能力の向上を図ること。

2 普及部においては、前項第二十一号から第二十三号までに掲げる事務をつかさどる。

第十二条の次に次の一条を加える。

(國芸局の事務)

第十二条の二 國芸局においては、左の事務をつかさどる。

一 國芸農産物等(第九条第一項第十四号に規定する農産物及び蚕糸以外の農産物をいう。以下この条において同じ。)の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。

二 國芸農産物等の生産及び流通につき、これらに関する団体を指導監督すること。

三 國芸農産物等の需要及び供給に関する調査を行なうこと。

四 國芸農産物等の検査に関すること。(農産物検査法による検査に関するものを除く。)

「肥料検査所」を「肥料検査所 農産物検査所」に改める。

第二十三条を次のように改める。

(肥料検査所)

第二十三条 肥料検査所は、肥料及び飼料の検査を行なう機関とする。

2 肥料検査所の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

肥料検査所

肥料検査所

肥料検査所

肥料検査所

肥料検査所

肥料検査所

肥料検査所

肥料検査所

肥料検査所

肥料検査所

肥料検査所

肥料検査所

肥料検査所

名	称	位 置	管 轄 区 域
東京肥飼料検査所		東京都	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県、新潟県、北海道
札幌肥飼料検査所		札幌市	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
仙台肥飼料検査所		仙台市	富山県、石川県、岐阜県、愛知県、三重県
名古屋肥飼料検査所		名古屋市	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
神戸肥飼料検査所		尼崎市	山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
福岡肥飼料検査所		福岡市	

3 肥飼料検査所の内部組織については、農林省令で定める。
第二十四条の二を削る。
第三十五条中「農地事務局」を「地方農林局」に改める。

「第一款 農地事務局」を「第一款 地方農林局」に改める。
第三十六条から第三十八条までを次のように改める。

(所掌事務)
第三十六条 地方農林局は、本省並びに林野庁及び水産庁の所掌事務のうち、左に掲げる事務を分掌する。

- 一 農林畜水産業経営の改善に関すること。
- 二 農林畜水産物及び農林畜水産業専用物品(漁船を含む。)の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。

- 三 農林畜水産業に関する団体及び農林省の所掌に係る商工業に関する団体の指導監督及び助成に関すること。
- 四 農林省の所掌に係る事業を営む中小企業の育成及び発展並びに農林省の所掌に係る事業の合理化に関すること。
- 五 農業構造改善事業及び沿岸漁業構造改善事業に関する指導及び助成並びに農山漁村の総合的な振興計画の樹立及び実施についての指導及び助成に関すること。
- 六 農林畜水産業に関する資金の調整、その資金の融通の業務についての指導監督、農業近代化資金、農業改良資金等に係る地方公共団体の経費についての助

- 成その他農林畜水産業に関する金融に関すること。
- 七 耕地面積及び農林畜水産物の収穫高の調査並びに農山漁村における統計経済的調査に関すること。
- 八 前号に掲げるもののほか、農林畜水産業及び農山漁家に関する調査及び統計の作成に関すること。
- 九 農林漁業労働に関すること。
- 十 農業倉庫に関すること。
- 十一 農林畜水産業及び農山漁家の生活に関する知識の普及交換に関すること。
- 十二 自作農の創設及び維持並びに農地の移動雇用についての統制その他農地関係の調整に関すること。
- 十三 土地及び水等開発資源の調査及び開発に関する企画並びに開拓及び土地改良事業に関する長期計画及び地区計画に関すること。
- 十四 開拓者資金の融通、入植者に対する営農の指導助成その他開拓営農に関すること並びに海外移住に関すること。

- 十五 開墾建設工事及び土地改良事業の実施に関する指導監督及び助成に関すること。
- 十六 国営に係る開墾建設工事及び土地改良事業の実施並びにその実施に伴い必要を生じ、又はその実施と工事施工上密接な関連のある工事の受託及びその実施に関すること。
- 十七 農地の保全に係る海岸保全施設に関する事業及び農地の保全に係る地すべり又はほた山の崩壊の防止に関する事業の監督及び助成並びに国営に係る当該海岸保全施設に関する事業及び当該地すべり防止に関する事業の実施に関すること。
- 十八 家畜等の改良及び増殖に関すること。
- 十九 草地の改良整備に関すること。
- 二十 民有林野の造林、営林及び治水に関すること。(国営に係る森林治水事業の実施に関することを除く。)
- 二十一 民有林野に係る保安林に関すること。
- 二十二 民有林野に係る林道に関すること。

- 二十三 林野の保全に係る地すべり又はほた山の崩壊の防止に関する事業の監督及び助成に関すること。
- 二十四 漁業に関する指導、漁業の取締りその他漁業調整及び水産資源の保護培養に関すること。
- 二十五 漁船の建造、改造又は転用の許可並びに漁船の登録及び検査に関すること。
- 二十六 漁港の修築、維持管理及び災害復旧の指導監督及び助成並びに国営に係る漁港修築事業及び漁港災害復旧事業の実施に関すること。
- 二十七 漁港海岸保全事業の指導監督及び助成並びに国営に係る漁港海岸保全事業の実施に関すること。
- 二十八 漁港の区域における公有水面の埋立てに関する認可に関すること。
- 二十九 統計調査事務所の所掌事務につき指導を行なうこと。

第三十七条 地方農林局の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

名 称	位 置	管 轄 区 域
東北農林局	仙台市	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東農林局	東京都	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県
北陸農林局	金沢市	新潟県、富山県、石川県、福井県
東海農林局	名古屋市	岐阜県、愛知県、三重県
近畿農林局	京都市	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国四国農林局	岡山市	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州農林局	熊本市	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

12 前条第七号に掲げる事務については、前項の管轄区域にかかわらず、地方農林局が置かれる都府県の区域のみを当該地方農林局の管轄区域とする。

13 前条第二十四号に掲げる事務については、第一項の管轄区域にかかわらず、農林省令で別段の定めをすることが出来る。

14 2 地方農林局の内部組織については、政令で定める。

第三十八条 削除

第三十九条の見出しを「(事務所、事業所、出張所等)」に改め、同条中「農地事務局」を「地方農林局に、並びに事業所及びその支所」を

「事業所及び出張所並びに事業所の支所」に改める。

第四十条及び第四十一条を次のように改める。

第四十条及び第四十一条 削除

第四十二条第三項中「統計調査事務所及び」を「統計調査事務所の名称、位置及び内部組織並びに」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

12 統計調査事務所は、地方農林局が置かれる都道府県以外の都道府県の区域(北海道にあつては、その区域を四に分けて農林省令で定める区域)ごとに置かれるものと

し、府県に置かれるものの管轄区域は当該府県の区域とし、北海道に置かれるものの管轄区域は当該農林省令で定める区域とする。

第四十六条中「第六十四号及び第六十五号」を「第七十一号及び第七十二号」に改める。

第四十八条第五号中「昭和二十六年法律第四十四号」を削る。

第五十六条第三項中「振興局長」を「農政局長、國芸局長」に改める。

第五十九条中「第五十号から第六十二号まで、第六十四号及び第六十五号」を「第五十号から第六十一号まで、第七十一号及び第七十二号」に改める。

第六十条中「三部」を「四部」に、「林政部」を「林政部」に改める。

第六十一条の次に次の一条を加える。

(職員部の事務)

第六十一条の二 職員部において、左の事務をつかさどる。

一 林野庁の職員の給与その他の労働条件に関すること。

二 林野庁の職員の結成する労働組合その他の団体との交渉に関すること。

三 公共企業体等労働委員会に対する調停及び仲裁の請求に関すること。

四 林野庁の職員の安全、衛生、医療その他福利厚生に関すること。

五 林野庁の職員の教養及び訓練に関すること。

六 林野庁共済組合に関すること。

第六十七条第二号中「営林の指導並びに森林治水事業」を「営林についての技術相談並びに森林治水事業の実施」に改める。

第七十条第一項第二号中「営林を指導すること」を「営林についての技術相談に関すること」に改める。

第七十五条第一項の表中「二九、四四六人」を「三〇、三三八人」に、「一、〇六九人」を「一、〇七七人」に、「一、七四〇人」を「一、七四二人」に、「六一、二〇一人」を「六一、〇六三人」に改め、第四章中同条を第九十一条とし、第七十四条を第九十条とする。

第三章第三節を次のように改める。

第三節 水産庁

第一款 総則

(水産庁の任務及び長)

第七十三条 水産庁は、水産資源の保護増進、漁業調整、水産物の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整その他水産業の発達改善に関する事務を行なうことを主たる任務とする。

2 水産庁の長は、水産庁長官とする。

(水産庁の権限)

第七十四条 水産庁は、その所掌事務を遂行するため、第四条第一号から第十五号の二まで、第十六号の五、第十六号の六、第二十号及び第六十二号から第七十二号までに掲げる権限を行使する。

第二款 内部部局

(内部部局)

第七十五条 水産庁に長官官房及び左の四部を置く。

漁政部
生産部
漁港部
調査研究部

(長官官房の事務)

第七十六条 長官官房においては、人事、会計その他の庶務並びに水産庁の所掌事務で部及び他の機関の所掌に属しないものをつかさどる。

(漁政部の事務)

第七十七条 漁政部においては、左の事務をつかさどる。

一 水産行政に関する企画を行なうこと。

二 水産業経営の改善を図ること。

三 水産業協同組合、漁業信用基金協会、魚価安定基金その他水産業に関する団体の指導監督及

- び助成を行なうこと。
- 四 北方協会に關すること。
- 五 沿岸漁業、沖合漁業及び内水面漁業について免許、許可その他指導監督を行なうこと。
- 六 沿岸漁業構造改善事業に關し指導及び助成を行なうこと。
- 七 水産増殖に關すること。
- 八 漁船保険及び漁船乗組員給与保険に關すること。
- 九 中小漁業融資保証保険に關すること。
- 十 漁船再保険特別会計及び中小漁業融資保証保険特別会計の經理を行なうこと。
- 十一 輸出水産物の振興に關する法律に基づき指定機關の指導監督を行なうこと。
- 十二 水産物の流通及び消費の増進、改善及び調整を關すること。
- 十三 氷の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を關すること並びに冷凍及び冷蔵に關すること。
- 十四 水産業専用物品の水産、流通及び消費の増進、改善及び調整を關すること。
- 十五 水産物及び水産業専用物品の検査に關すること。
- 十六 水産用石油類その他水産業専用物品以外の水産用資材に關

- すること。(他省の所掌に屬することを除く。)
- 十七 水産に關する經濟的社会的諸問題の調査研究並びに水産に關する資料の収集及び保管に關すること。
- (生産部の事務)
- 第七十八条 生産部においては、左の事務をつかさどる。
- 一 遠洋漁業について許可その他指導監督を行なうこと。
- 二 遠洋漁業に係る漁場の維持及び開発に關すること。
- 三 漁業の指導監督のために、無線施設によつて操業漁船の位置に關する通報を受け、及び発すること。
- 四 漁船の建造、改造又は転用の許可並びに漁船の登録及び検査に關すること。
- 五 漁船の設計に關する技術並びに漁船用機関、漁船用機械及び漁業用無線施設に關する技術の指導監督を行なうこと。
- 六 漁船の設計並びに漁船に關する試験及び調査研究を行なうこと。
- (漁港部の事務)
- 第七十九条 漁港部においては、左の事務をつかさどる。

- 一 漁港の修築、維持管理及び災害復旧に關し指導監督及び助成を行なうこと。
- 二 漁港修築事業及び漁港災害復旧事業を行なうこと。
- 三 漁港海岸保全事業及び漁港の区域に係る海岸保全区域の管理に關し指導監督及び助成を行なうこと。
- 四 漁港海岸保全事業を行なうこと。
- 五 漁港の区域における公有水面の埋立てに關する認可に關すること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、漁港の指定、漁港の整備計画その他漁港に關すること。
- (調査研究部の事務)
- 第八十条 調査研究部においては、左の事務をつかさどる。
- 一 水産資源、水産増殖、水産加工その他水産に關する自然科学的の試験及び調査研究(漁船に關するものを除く)並びにこれらに關する資料の取りまとめに關すること。
- 二 水産に關する技術の普及交換を關すること。
- 三 漁業の調査のために、無線施設によつて漁況及び海況に關する通報を受け、及び発すること。

と。

第三款 附屬機關

(附屬機關)

第八十一条 第八十八条に規定するもののほか、水産庁に左の附屬機關を置く。

名	称	位	置
北海道区水産研究所	北海道	北海	道
東北区水産研究所	塩釜市	塩釜	市
東海区水産研究所	東京都	東京	都
南海区水産研究所	高知市	高知	市
西海区水産研究所	長崎市	長崎	市
日本海区水産研究所	新潟市	新潟	市
内海区水産研究所	広島市	広島	市
淡水区水産研究所	東京都	東京	都

真珠検査所
真珠研究所
(水産研究所)

第八十二条 水産研究所は、水産に關する試験研究、調査、分析、鑑定及び講習並びに種苗及び標本の生産及び配布を行なう機關とする。

2 水産研究所の名称及び位置は、左の通りとする。

3 農林大臣は、水産研究所の事務を分掌させるため、所要の地に水産研究所の支所を設けることができる。

4 水産研究所の所掌事務及び内部組織並びに支所の名称、位置、所掌事務及び内部組織については、農林省令で定める。

(日光養魚場)

第八十三条 日光養魚場は、淡水魚の養殖並びに種苗の生産及び配布を行なう機關とする。

2 日光養魚場は、栃木県に置く。

3 日光養魚場の内部組織については、農林省令で定める。

(北海道さけ・ますふ化場)

第八十四条 北海道さけ・ますふ化場は、さけ類及びます類のふ化及び

- 放流を行なう機関とする。
- 2 北海道さけ・ますふ化場は、北海道に置く。
- 3 農林大臣は、北海道さけ・ますふ化場の事務を分掌させるため、所要の地に北海道さけ・ますふ化場の支場又は事業場を設けることができる。
- 4 北海道さけ・ますふ化場の内部組織並びに支場及び事業場の名称、位置、所掌事務及び内部組織については、農林省令で定める。

名	称	位	置
東京真珠検査所	東京部		
神戸真珠検査所	神戸市		

- 3 真珠検査所の内部組織については、農林省令で定める。
- (真珠研究所)
- 第八十七条 真珠研究所は、左に掲げる事項を行なう機関とする。
- 一 真珠員に関する試験研究及び調査
- 二 真珠員の優良な種苗の生産及び配布
- 三 真珠員の種苗の生産技術及び真珠貝の養殖技術の普及
- 四 真珠の養殖の密度その他真珠に関する試験研究及び調査
- 五 真珠に関する知識の普及
- 2 真珠研究所は、三重県に置く。

- (水産大学校)
- 第八十五条 水産大学校は、水産に関する学理及び技術の教授及び研究を行なう機関とする。
- 2 水産大学校は、下関市に置く。
- 3 水産大学校の内部組織については、農林省令で定める。
- (真珠検査所)
- 第八十六条 真珠検査所は、真珠の検査を行なう機関とする。
- 2 真珠検査所の名称及び位置は、左の通りとする。

- 3 農林大臣は、真珠研究所の事務の一部を分掌させるため、所要の地に真珠研究所の支所を設けることができる。
- 4 真珠研究所の内部組織並びに支所の名称、位置、所掌事務及び内部組織については、農林省令で定める。
- (その他の附属機関)
- 第八十八条 左の表の上欄に掲げる機関は、水産庁の附属機関として置かれるものとし、その目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種	類	目	的
中央漁業調整審議会		漁業法の施行に関する重要事項を審議すること。	
瀬戸内海連合海区漁業調整委員会		瀬戸内海における漁業調整を行なうこと。	
玄海連合海区漁業調整委員会		玄海における漁業調整を行なうこと。	
有明海連合海区漁業調整委員会		有明海における漁業調整を行なうこと。	
漁港審議会		漁港法(昭和二十五年法律第三十七号)の施行に関する事項を調査審議すること。	
真珠養殖事業審議会		真珠養殖事業法(昭和二十七年法律第九号)の規定によりその権限に属させた事項を調査審議すること。	
輸出水産養殖振興審議会		輸出水産養殖の振興に関する法律の規定によりその権限に属させた事項を調査審議すること。	
漁船再保険審査会		漁船損害補償法(昭和二十七年法律第二十八号)により政府の行なう再保険に関する事項を審査すること。	

- 2 中央漁業調整審議会、瀬戸内海連合海区漁業調整委員会、玄海連合海区漁業調整委員会、有明海連合海区漁業調整委員会については漁業法、漁港審議会については漁港法、真珠養殖事業審議会については真珠養殖事業法、輸出水産養殖振興審議会については輸出水産養殖の振興に関する法律、漁船再保険審査会については漁船損害補償法の定めるところによる。
- 第四款 地方支分部局
- (北海道漁業調整事務所)
- 第八十九条 水産庁に、地方支分部局として、北海道漁業調整事務所を置く。
- 2 北海道漁業調整事務所は、水産庁の所掌事務のうち、北海道の地先海面に係る漁業に関する指導、漁業の取締りその他漁業調整及び水産資源の保護増養に関する事務を分掌する。
- 3 北海道漁業調整事務所は、札幌市に置く。

名	称	位	置
北海道漁業調整事務所	札幌市		
仙台漁業調整事務所	仙台市		
新潟漁業調整事務所	新潟市		
香住漁業調整事務所	兵庫県		
瀬戸内海漁業調整事務所	神戸市		
福岡漁業調整事務所	福岡市		
有明海漁業調整事務所	大牟田市		

- 4 漁業調整事務所及び○管内区域、○及び所掌事務の範囲
- 北海道漁業調整事務所の○内部組織については、農林省令で定める。
- 附 則
- 1 この法律は、昭和三十一年十月一日から施行する。ただし、第三十五条、第二章第三節第一款の款名、第三十六条から第三十八条まで、第三十九条、第四十二条、第六十七条及び第七十条の改正規定は、^{八二}同年十二月一日から施行する。
- 2 農林省の本省、食糧庁及び水産庁の定員は、農林省設置法第九十一条第一項の規定にかかわらず、これらの機関ごとに、次の表の中欄に掲げる期間内は、同項に規定する当該機関の定員にそれぞれ同表の下欄に掲げる員数を加えた員数とする。

昭和三十三年十二月二十二日 衆議院會議第九号 農林省設置法の一部を改正する法律案 恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願外三百六十請願 請願日程 一二六

本省	昭和三十三年十月一日から昭和三十三年十二月三十一日まで	九四人
食糧庁	昭和三十三年十月一日から昭和三十三年十二月三十一日まで	一五人
水産庁	昭和三十三年十月一日から昭和三十三年十二月三十一日まで	七五人

3 次に掲げる法律は、廃止する。

一 水産庁設置法（昭和二十三年法律第七十八号）

二 漁業制度調査会設置法（昭和三十三年法律第四十六号）

4 水産庁の従前の機関（北海道漁業調整事務所以外の漁業調整事務所及び漁業調整事務所並びに漁業制度調査会を除く。）及びその職員は、改正後の農林省設置法第三章第三節の規定に基づく相当の機関及びその職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

15 この法律の施行の際現に水産庁に置かれていた漁業調整事務所及び漁業調整事務所（北海道漁業調整事務所を除く。）については、昭和三十三年十一月三十日までは、附則第三項の規定にかかわらず、水産庁設置法第九条の規定は、なおその効力を有する。

○副議長（原健三郎君） 委員長の報告を求めます。内閣委員長永山忠則君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔永山忠則君登壇〕

○永山忠則君 ただいま議題となりました農林省設置法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

詳細は会議録によつて御承知を願うこととし、また、その要点は、前国会で申し上げておりますので、これをこの際省きます。

本案は、第四十回国会に提出され、前国会においては本院を通過しましたが、参議院において継続審査となり、十二月二十一日、参議院より本院に送付され、当委員会に付託されたのであります。

参議院において修正されましたおもなる点を申し上げますと、政府原案の地方農林局を地方農政局と改称するとともに、その権限を縮小して、農林本省の所掌する農畜産業に関する事務の

みを分掌させることにいたしましたのでございます。

当委員会においては、二十一日、参議院における修正点について説明を聴取した後、質疑に入りまして、ところ、別に質疑もなく、また、討論の通告もありませんので、直ちに採決の結果、本案は全会一致をもつて参議院送付案の通り可決いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○副議長（原健三郎君） 採決いたしました。

本案は委員長報告の通り決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（原健三郎君） 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

請願日程 恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願外三百六十請願

○副議長（原健三郎君） 請願日程、恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願外三百六十請願を一括して議題といたします。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

○副議長（原健三郎君） 各請願は委員長の報告を省略して採決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（原健三郎君） 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

○副議長（原健三郎君） 本日は、これにて散会いたします。

午後二時五十二分散会

出席国務大臣 農林大臣 重政 誠之君

請願日程

（内閣委員会）

一 恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願外一件（秋山利恭君紹介）（第一号）

二 同（福田越夫君紹介）（第二号）

三 同（内海安吉君紹介）（第二十六号）

四 同外一件（伊藤嶋君紹介）（第二十七号）

五 同外十九件（大上司君紹介）（第二十八号）

六 同（大久保武雄君紹介）（第二十九号）

七 同（金子一平君紹介）（第三十号）

八 同（金丸信君紹介）（第三十一号）

九 同（飯谷忠男君紹介）（第三十二号）

一〇 同外八件（草野一郎平君紹介）（第三十三号）

一一 同外一件（小枝一雄君紹介）（第三十四号）

一二 同（坂田英一君紹介）（第三十五号）

一三 同（椎熊三郎君紹介）（第三十六号）

一四 同（鈴木善幸君紹介）（第三十七号）

一五 同外四件（砂原格君紹介）（第三十八号）

一六 同外四件（田中彰治君紹介）（第三十九号）

一七 同（高田富興君紹介）（第四十号）

一八 同外七件（渡海元三郎君紹介）（第四十一号）

一九 同外九件（八田貞義君紹介）（第四十二号）

二〇 同（林博君紹介）（第四十三号）

二一 同（保利茂君紹介）（第四十四号）

二二 同（松本一郎君紹介）（第四十五号）

二三 同（三池信君紹介）（第四十六号）

二四 同外六件（山田彌一君紹介）（第四十七号）

二五 同外一件(山本猛夫君紹介)
(第四八号)

二六 旧軍人等の恩給に關する請願外一件(唐澤俊樹君紹介)(第三号)

二七 同外七件(前田義雄君紹介)(第四号)

二八 同(荒木萬壽夫君紹介)(第四九号)

二九 同(白井莊一君紹介)(第五〇号)

三〇 同外一件(内海安吉君紹介)(第五一号)

三一 同外一件(小川半次君紹介)(第五二号)

三二 同外三件(大久保武雄君紹介)(第五三号)

三三 同(岡崎英城君紹介)(第五四号)

三四 同外一件(金子一平君紹介)(第五五号)

三五 同外六件(木村公平君紹介)(第五六号)

三六 同(北澤直吉君紹介)(第五七号)

三七 同外一件(始國伊平君紹介)(第五八号)

三八 同(田中榮一君紹介)(第五九号)

三九 同外一件(田中彰治君紹介)(第六〇号)

四〇 同外一件(寺島隆太郎君紹介)(第六一号)

四一 同(保利茂君紹介)(第六二
号)
四二 同(増田甲子七君紹介)(第
六三号)
四三 同外一件(松本一郎君紹介)
(第六四号)
四四 同(山手清男君紹介)(第六
五号)
四五 元華北広播協会職員期間の
恩給法等の特例制定に関する請
願(大久保武雄君紹介)(第七六
号)
四六 恩給、年金等受給者の処遇
改善に関する諸願外十三件(逢
澤寛君紹介)(第一六七号)
四七 同外十二件(有田喜一君紹
介)(第一六八号)
四八 同外三件(生田安二君紹介)
(第一六九号)
四九 同(石井光次郎君紹介)(第
一七〇号)
五〇 同(上村千一郎君紹介)(第
一七一号)
五一 同外九件(受田新吉君紹介)
(第一七二号)
五二 同(浦野幸男君紹介)(第二
七三号)
五三 同(小沢辰男君紹介)(第二
七四号)
五四 同外三十一件(岡田修一君
紹介)(第一七五号)
五五 同(岡田春夫君紹介)(第二
七六号)

五六 同外一件（岡本茂君紹介）
（第一七七号）
五七 同外四件（加藤鐵五郎君紹介）
（第一七八号）
五八 同外二件（賀屋興宜君紹介）
（第一七九号）
五九 同（小坂善太郎君紹介）（第一八〇号）
六〇 同外一件（笹本一雄君紹介）
（第一八一号）
六一 同（椎熊三郎君紹介）（第一八二号）
六二 同外二十七件（首藤新八君紹介）（第一八三号）
六三 同（周東英雄君紹介）（第一八四号）
六四 同（鈴木正吾君紹介）（第一八五号）
六五 同（鈴木仙八君紹介）（第一八六号）
六六 同（田中榮一君紹介）（第一八七号）
六七 同外二件（田中蘆夫君紹介）
（第一八八号）
六八 同（田村元君紹介）（第一八九号）
六九 同（富田健治君紹介）（第一九〇号）
七〇 同外六件（高橋等君紹介）
（第一九一号）
七一 同（高見三郎君紹介）（第一九二号）

七二 同(千葉三郎君紹介)(第九三号)
七三 同(瀧尾弘吉君紹介)(第一九四号)
七四 同(中野四郎君紹介)(第一九五号)
七五 同(永井勝次郎君紹介)(第一九六号)
七六 同(西村直己君紹介)(第一九七号)
七七 同(長谷川四郎君紹介)(第一九八号)
七八 同(八田貞義君紹介)(第一九九号)
七九 同外三件(濱田幸雄君紹介)(第二〇〇号)
八〇 同外一件(濱地文平君紹介)(第二〇一号)
八一 同(福田篤泰君紹介)(第二〇二号)
八二 同(福永健司君紹介)(第二〇三号)
八三 同外一件(古井喜實君紹介)(第二〇四号)
八四 同(保科善四郎君紹介)(第二〇五号)
八五 同(坊秀男君紹介)(第二〇六号)
八六 同外一件(前田正男君紹介)(第二〇七号)
八七 同外一件(松田鐵藏君紹介)(第二〇八号)

八八 同 (松本七郎君紹介) (第一九号)

八九 同 (森下國雄君紹介) (第二一〇号)

九〇 同 (安井吉典君紹介) (第二一二号)

九一同 (山内広君紹介) (第二一二号)

九二 同 (山口好一君紹介) (第二一三三号)

九三 旧軍人等の恩給に関する請願外三件愛知撥一君紹介 (第二一四号)

九四 同外七件 (浦野幸男君紹介) (第二一五号)

九五 同外一件 (大石武一君紹介) (第二一六号)

九六 同 (川島正次郎君紹介) (第二一七号)

九七 同 (飯谷忠男君紹介) (第二一八号)

九八 同 (北澤直吉君紹介) (第二一九号)

九九 同 (瀧瀬彌三君紹介) (第二二〇号)

一〇〇 同外四件 (鈴木正吾君紹介) (第二二一号)

一〇一 同 (田中彰治君紹介) (第二二三号)

一〇二 同外一件 (田村元君紹介) (第二二三号)

一〇三 同外三十五件 (谷垣專君紹介) (第二二四号)

昭和三十七年十二月二十二日 衆議院會議錄第九号 請願日程

三八

- 一〇四 同外八件(千葉三郎君紹介)(第二二五号)
 一〇五 同外五件(中野四郎君紹介)(第二二六号)
 一〇六 同外三件(丹羽喬四郎君紹介)(第二二七号)
 一〇七 同外十八件(丹羽兵助君紹介)(第二二八号)
 一〇八 同外一件(福田篤泰君紹介)(第二二九号)
 一〇九 同外四件(福永健司君紹介)(第二三〇号)
 一一〇 同外三件(藤田義光君紹介)(第二三一号)
 一一一 同外九件(保科善四郎君紹介)(第二三二号)
 一二二 同(増田甲子七君紹介)(第二三三号)
 一二三 同外六件(松野頼三君紹介)(第二三四号)
 一二四 同(森下國雄君紹介)(第二三五号)
 一二五 同(八木徹雄君紹介)(第二三六号)
 一二六 同外四件(山口好一君紹介)(第二三七号)
 一二七 同外六件(海部俊樹君紹介)(第二三八号)
 一二八 恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願外三件(秋田大助君紹介)(第三七六号)
 一九 同外一件(池田清志君紹介)(第三七七号)

一二〇 同外一件(尾関義一君紹介)(第三七八号)
 一二一 同(大石武一君紹介)(第三七九号)
 一二二 同外十六件(岡田修一君紹介)(第三八〇号)
 一二三 同(小山長規君紹介)(第三八一号)
 一二四 同(佐々木更三君紹介)(第三八二号)
 一二五 同(關谷勝利君紹介)(第三八三号)
 一二六 同外二件(高橋清一郎君紹介)(第三八四号)
 一二七 同外一件(中村幸八君紹介)(第三八五号)
 一二八 同(灘屋弘吉君紹介)(第三八六号)
 一二九 同(丹羽喬四郎君紹介)(第三八七号)
 一三〇 同(宮澤胤男君紹介)(第三八八号)
 一三一 同(柳谷清三郎君紹介)(第三八九号)
 一三二 同(横路節雄君紹介)(第三九〇号)
 一三三 同外十件(渡邊良夫君紹介)(第三九一号)
 一三四 同(愛知探一君紹介)(第三九五七号)
 一三五 同外二件(足立篤郎君紹介)(第五五八号)

一三六 同(天野公義君紹介)(第五五九号)
 一三七 同(池田清志君紹介)(第五六〇号)
 一三八 同外二件(今松治郎君紹介)(第五六一号)
 一三九 同外二件(小澤太郎君紹介)(第五六二号)
 一四〇 同(大橋武夫君紹介)(第五六三号)
 一四一 同(大村清一君紹介)(第五六四号)
 一四二 同(岡田利春君紹介)(第五六五号)
 一四三 同(北澤直吉君紹介)(第五六六号)
 一四四 同外五十七件(小島徹三君紹介)(第五六七号)
 一四五 同(佐々木秀世君紹介)(第五六八号)
 一四六 同外一件(篠田弘作君紹介)(第五六九号)
 一四七 同(島本虎三君紹介)(第五七〇号)
 一四八 同(周東英雄君紹介)(第五七一号)
 一四九 同(田中正巳君紹介)(第五七二号)
 一五〇 同(竹山祐太郎君紹介)(第五七三号)
 一五一 同(網島正興君紹介)(第五七四号)

一二二 同外一件(西村貞己君紹介)(第五七五号)
 一二三 同(濱田正信君紹介)(第五七六号)
 一二四 同外十八件(藤井勝志君紹介)(第五七七号)
 一二五 同(細田吉蔵君紹介)(第五七八号)
 一二六 同(本名武君紹介)(第五七九号)
 一二七 同(前田義雄君紹介)(第五八〇号)
 一二八 同(三木喜夫君紹介)(第五八一号)
 一二九 同(森田重次郎君紹介)(第五八二号)
 一三〇 同(八木徹雄君紹介)(第五八三号)
 一三一 旧軍人等の恩給に関する請願外二十五件(秋山利恭君紹介)(第五八四号)
 一三二 同(池田清志君紹介)(第五八五号)
 一三三 同(生田宏一君紹介)(第五八六号)
 一三四 同(北澤直吉君紹介)(第五八七号)
 一三五 同外一件(坂田道太君紹介)(第五八八号)
 一三六 同(關谷勝利君紹介)(第五八九号)
 一三七 同外一件(高橋清一郎君紹介)(第五九〇号)
 一三八 同外七件(福家俊一君紹介)(第五九一号)
 一三九 同(丹羽喬四郎君紹介)(第五九二号)
 一四〇 同(渡邊良夫君紹介)(第五九三号)
 一四一 同(赤城宗徳君紹介)(第五九四号)
 一四二 同(荒木萬壽夫君紹介)(第五九五号)
 一四三 同(宇野宗佑君紹介)(第五九六号)
 一四四 同(江崎真澄君紹介)(第五九七号)
 一四五 同外二件(小澤太郎君紹介)(第五九八号)
 一四六 同外四件(大橋武夫君紹介)(第五九九号)
 一四七 同外三件(加藤萬藏君紹介)(第六〇〇号)
 一四八 同(北澤直吉君紹介)(第六〇一号)
 一四九 同外十二件(小平久雄君紹介)(第六〇二号)
 一五〇 同外一件(笹本一雄君紹介)(第六〇三号)
 一五一 同(谷垣專一君紹介)(第六〇四号)

- 一八四 同(網島正興君紹介)(第五九五号)
- 一八五 同外五件(長谷川四郎君紹介)(第五九六号)
- 一八六 同外一件(福田赴夫君紹介)(第五九七号)
- 一八七 同外六件(細田吉藏君紹介)(第五九八号)
- 一八八 傷病恩給の是正に関する請願外一件(渡邊良夫君紹介)(第四一五号)
- 一八九 元満州電信電話株式会社職員期間のある公務員について恩給法等の特例制定に関する請願(岡田修一君紹介)(第四一六号)
- 一九〇 同(橋橋渡君紹介)(第四一七号)
- 一九一 同(細田吉藏君紹介)(第六二二号)
- 一九二 横浜市山手地区住宅地の接収解除に関する請願(永山忠則君紹介)(第六一〇号)
- 一九三 恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願外五十八件(赤澤正道君紹介)(第七八一号)
- 一九四 同外一件(伊藤郷一君紹介)(第七八二号)
- 一九五 同(池田清志君紹介)(第七八三号)
- 一九六 同外五件(小笠公昭君紹介)(第七八四号)
- 一九七 同外一件(小川平二君紹介)(第七八五号)
- 一九八 同(金子岩三君紹介)(第七八六号)
- 一九九 同(木村俊夫君紹介)(第七八七号)
- 二〇〇 同(坂田道太君紹介)(第七八八号)
- 二〇一 同(瀬戸山三男君紹介)(第七八九号)
- 二〇二 同外一件(田中龍夫君紹介)(第七九〇号)
- 二〇三 同(辻寛一君紹介)(第七九一号)
- 二〇四 同(中垣國男君紹介)(第七九二号)
- 二〇五 同(中曾根康弘君紹介)(第七九三号)
- 二〇六 同(山崎巖君紹介)(第七九四号)
- 二〇七 同(渡辺惣蔵君紹介)(第七九五号)
- 二〇八 同(受田新吉君紹介)(第七九六号)
- 二〇九 同(白井莊一君紹介)(第七九七号)
- 二一〇 同(川村善八郎君紹介)(第七九八号)
- 二一一 同(黒金泰美君紹介)(第七九九号)
- 二一二 同外七件(首藤新八君紹介)(第八〇〇号)
- 二二三 同(瀬戸山三男君紹介)(第八〇九号)
- 二二四 同外四件(永田亮一君紹介)(第八一〇号)
- 二二五 同(野田卯一君紹介)(第八一一号)
- 二二六 同(花村四郎君紹介)(第八一二号)
- 二二七 同(濱地文平君紹介)(第八一三号)
- 二二八 同(松浦東介君紹介)(第八一四号)
- 二二九 同(伊藤宗一郎君紹介)(第八一五号)
- 二三〇 同(稻葉修君紹介)(第八一六号)
- 三三一 同外一件(小川平二君紹介)(第八一七号)
- 三三二 同外八件(大野市郎君紹介)(第八一八号)
- 三三三 同(鶴田宗一君紹介)(第八一九号)
- 三三四 同(館林三喜男君紹介)(第八二〇号)
- 三三五 同(中島茂喜君紹介)(第八二一号)
- 三三六 同(橋本登美三郎君紹介)(第八二二号)
- 三三七 旧軍人等の恩給に関する請願外二件(生田宏一君紹介)(第八二三号)
- 三三八 同(江崎真澄君紹介)(第八二四号)
- 三三九 同外一件(小笠公昭君紹介)(第八二五号)
- 三三〇 同(小川半次君紹介)(第八二六号)
- 三三一 同外五件(小川平二君紹介)(第八二七号)
- 三三二 同外五件(加藤謙五郎君紹介)(第八二八号)
- 三三三 同(小山長規君紹介)(第八二九号)
- 三三四 同外四件(田中龍夫君紹介)(第八三〇号)
- 三三五 同(高田富與君紹介)(第八三一五号)
- 三三六 同外六件(辻寛一君紹介)(第八三二五号)
- 三三七 同外十件(中垣國男君紹介)(第八三三五号)
- 三三八 同(中村幸八君紹介)(第八三六五号)
- 三三九 同外六件(西村直己君紹介)(第八三七五号)
- 三四〇 同外四十四件(牧野寛家君紹介)(第八三八五号)
- 三四一 同(山崎巖君紹介)(第八三九五号)
- 三四二 同外十四件(米山恒治君紹介)(第八四〇五号)
- 三四三 同外三件(簡牛九夫君紹介)(第八四一五号)
- 三四四 同外二件(倉石忠雄君紹介)(第八四二五号)
- 三四五 同外一件(谷垣專一君紹介)(第八四三五号)
- 三四六 同外七件(野田卯一君紹介)(第八四四五号)
- 三四七 同外三件(花村四郎君紹介)(第八四六五号)
- 三四八 同(濱地文平君紹介)(第八四七五号)
- 三四九 同(永田亮一君紹介)(第八四八五号)
- 三五〇 同外二件(大野市郎君紹介)(第八四九五号)
- 三五一 同外四件(加藤常太郎君紹介)(第八五〇五号)
- 三五二 同外五件(鶴田宗一君紹介)(第八五一五号)
- 三五三 同外二件(白濱仁吉君紹介)(第八五二五号)
- 三五四 同(館林三喜男君紹介)(第八五三五号)
- 三五五 同(塚原俊郎君紹介)(第八五四五号)
- 三五六 同(渡邊良夫君紹介)(第八五六五号)
- 三五七 恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願(安倍晋太郎君紹介)(第八五七五号)
- 三五八 同(赤城宗徳君紹介)(第八五八五号)
- 三五九 同(内田常雄君紹介)(第八五九五号)
- 三六〇 同外一件(神田博君紹介)(第八六〇五号)

- | | | | | |
|---|--|--|---|--|
| <p>二六一 同(木村守江君紹介)(第一一六号)</p> <p>二六二 同(額田彌三君紹介)(第一一六二号)</p> <p>二六三 同(齋藤憲三君紹介)(第一一六三三三)</p> <p>二六四 同外二件(堤康次郎君紹介)(第一一六四四)</p> <p>二六五 同(古川丈吉君紹介)(第一一六五五)</p> <p>二六六 同外一件(三木武夫君紹介)(第一一六六六)</p> <p>二六七 同外一件(田口誠治君紹介)(第一一六七七)</p> <p>二六八 同(野口忠夫君紹介)(第一一六八八)</p> <p>二六九 同(荒松清十郎君紹介)(第一一三四四四)</p> <p>二七〇 同(小金義照君紹介)(第一一三四五五)</p> <p>二七一 同(永田亮一君紹介)(第一一三四六六)</p> <p>二七二 同外一件(二階堂進君紹介)(第一一三四七七)</p> <p>二七三 同外二十五件(小枝一雄君紹介)(第一一三七三三)</p> <p>二七四 旧軍人等の恩給に関する請願外一件(木村俊夫君紹介)(第一一六九九)</p> <p>二七五 同外八件(鈴木正吾君紹介)(第一一七〇〇)</p> <p>二七六 同(中曾根康弘君紹介)(第一一七一七)</p> | <p>二七七 同外一件(橋本登美三郎君紹介)(第一一七二二)</p> <p>二七八 同外五件(江崎真澄君紹介)(第一一七三三)</p> <p>二七九 同(大野市郎君紹介)(第一一七四四)</p> <p>二八〇 同外二十一件(荒松清十郎君紹介)(第一一三四八八)</p> <p>二八一 同外十件(二階堂進君紹介)(第一一三四九九)</p> <p>二八二 同外五件(小枝一雄君紹介)(第一一三七四四)</p> <p>二八三 那加航空基地周辺学校の騒音防止に関する請願(田口誠治君紹介)(第一一三三〇)</p> <p>二八四 元満州電信電話株式会社職員期間のある公務員について恩給法等の特例制定に関する請願外五十二件(片島港君紹介)(第一一三三七七)</p> <p>二八五 同(三宅正一君紹介)(第一一三七五五)</p> <p>二八六 自衛隊岩手駐とん部隊施設の拡充強化に関する請願(野原正勝君紹介)(第一一三六四四)</p> <p>(地方行政委員会)</p> <p>一 大衆飲食に対する料理飲食等消費税軽減に関する請願(勝岡田清一君紹介)(第六六)</p> <p>二 同(山口鶴男君紹介)(第七七)</p> <p>三 同(岡崎英城君紹介)(第八一)</p> | <p>四 同(田中伊三次君紹介)(第八二)</p> <p>五 地方公務員の定年制実施に関する請願(伊藤職君紹介)(第七九)</p> <p>六 個人の県民税賦課徴収に関する取扱手数料増額等に関する請願(伊藤職君紹介)(第八〇)</p> <p>七 ガス税の撤廃に関する請願(石橋湛山君紹介)(第八三三)</p> <p>八 市町村道の整備費財源付与に関する請願(木村守江君紹介)(第一一九九)</p> <p>九 大衆飲食に対する料理飲食等消費税軽減に関する請願(相川勝六君紹介)(第二五六六)</p> <p>一〇 同外二件(小沢辰男君紹介)(第二五七七)</p> <p>一一 ガス税の撤廃に関する請願外三件(保利茂君紹介)(第二五八八)</p> <p>一二 同外二件(森下國雄君紹介)(第二五九九)</p> <p>一三 同(勝岡田清一君紹介)(第四二〇)</p> <p>一四 同(木村公平君紹介)(第四二二)</p> <p>一五 同(佐々木義武君紹介)(第四二三)</p> <p>一六 同外四件(鈴木善幸君紹介)(第四三三)</p> <p>一七 同外一件(高橋等君紹介)(第四四四)</p> | <p>一八 同外五件(中村幸八君紹介)(第四二五五)</p> <p>一九 同(野原正勝君紹介)(第四二六六)</p> <p>二〇 同(上村千一郎君紹介)(第六一七)</p> <p>二一 同外三件(大村清一君紹介)(第六一八)</p> <p>二二 同(岡崎英城君紹介)(第六一九)</p> <p>二三 同外一件(椎熊三郎君紹介)(第六二〇)</p> <p>二四 新日室水俣工場の労働争議による警察関係経費の財源措置に関する請願(坂田道太君紹介)(第四二七七)</p> <p>二五 熊本県の交通警察官増員に関する請願(坂田道太君紹介)(第四二八八)</p> <p>二六 大衆飲食に対する料理飲食等消費税軽減に関する請願(渡邊良夫君紹介)(第四二九九)</p> <p>二七 ガス税の撤廃に関する請願(赤澤正道君紹介)(第八一八)</p> <p>二八 同(内海安吉君紹介)(第八一九)</p> <p>二九 同(小笠公昭君紹介)(第八二〇)</p> <p>三〇 同(小川平二君紹介)(第八二二)</p> <p>三一 同外一件(菅太郎君紹介)(第八二三)</p> | <p>三二 同外一件(神田博君紹介)(第八二三)</p> <p>三三 同(木村俊夫君紹介)(第八二四)</p> <p>三四 同外二件(佐々木秀世君紹介)(第八二五)</p> <p>三五 同(高田富興君紹介)(第八二六)</p> <p>三六 同(砂原格君紹介)(第八二七)</p> <p>三七 同(西村直己君紹介)(第八二八)</p> <p>三八 同(藤本捨助君紹介)(第八二九)</p> <p>三九 同(古川丈吉君紹介)(第八三〇)</p> <p>四〇 同(本名武君紹介)(第八三一)</p> <p>四一 同外一件(松浦周太郎君紹介)(第八三三)</p> <p>四二 同(八木徹雄君紹介)(第八三三)</p> <p>四三 同(山田彌一君紹介)(第八三四)</p> <p>四四 同(渡邊良夫君紹介)(第八三五)</p> <p>四五 同(津島文治君紹介)(第八四〇)</p> <p>四六 同(野田武夫君紹介)(第八四一)</p> <p>四七 同外二件(藤本捨助君紹介)(第八四一)</p> |
|---|--|--|---|--|

昭和三十三年十二月二十二日 衆議院會議第九号 朗読を省略した議長の報告 議案に関する報告書

建設委員

大沢 雄二君 木村 公平君
齋藤 邦吉君 服部 安司君
八木 徹雄君 山口 好一君
田中幾三郎君 浦野 幸男君
小澤 太郎君 小沢 辰男君
大竹 作摩君 田川 誠一君
吉田 重延君 受田 新吉君
予算委員
藤本 捨助君 松浦周太郎君
久保田円次君 山崎 巖君

(常任委員補欠選任)

一、去る十八日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

大蔵委員

江崎 真澄君 中村三之丞君
正示啓次郎君 田澤 吉郎君
商工委員
西村 直己君 横路 節雄君
小沢 辰男君

予算委員

正示啓次郎君 宇野 宗佑君
田澤 吉郎君 小沢 辰男君
池田 清志君 永井勝次郎君
船田 中君 倉石 忠雄君
西村 直己君 江崎 真澄君
中村三之丞君

議院運営委員

上村千一郎君 竹山祐太郎君
金丸 信君 服部 安司君
一、去る二十日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。
大蔵委員 芳賀 貢君

社会労働委員

滝井 義高君 井堀 繁男君
農林水産委員 西宮 弘君
商工委員 多賀谷貞松君
予算委員
稲葉 修君 羽田武嗣郎君
横路 節雄君 高田 富之君
西村 榮一君 佐々木良作君
一、昨二十一日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員

金子 一平君 二階堂 進君
竹山祐太郎君 細田 吉藏君
内海 安吉君 園田 直君
笹本 一雄君 船田 中君
地方行政委員
瀬戸山三男君 二階堂 進君
木村 守江君 正示啓次郎君
吉田 重延君 浦野 幸男君
加藤 高藏君 三池 信君
山崎 巖君 大沢 雄一君
龜岡 高夫君 伊藤 穰君
宇野 宗佑君 久保田円次郎君
法務委員
園田 直君 竹山祐太郎君
大蔵委員 田中 正巳君 内海 安吉君
金子 一平君
社会労働委員
三池 信君 賀屋 興宣君
浦野 幸男君
通信委員
田中幾三郎君 受田 新吉君

建設委員

浦野 幸男君 小沢 辰男君
小澤 太郎君 大竹 作摩君
吉田 重延君 田川 誠一君
受田 新吉君 大沢 雄一君
齋藤 邦吉君 木村 公平君
服部 安司君 山口 好一君
八木 徹雄君 田中幾三郎君
予算委員
山崎 巖君 久保田円次郎君
松浦周太郎君 藤本 捨助君

(特別委員選任)

一、去る十八日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

石炭対策特別委員

金子 岩三君 中村 幸八君
吉田 重延君 安藤 覺君
大高 康君 龜岡 高夫君

(特別委員補欠選任)

一、去る十八日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

石炭対策特別委員

澁谷 直藏君 安藤 覺君
龜岡 高夫君 中村 幸八君
白濱 仁吉君 周東 英雄君

(議案受領)

一、昨二十一日参議院から受領した同院継続審査案は次の通りである。

農林省設置法の一部を改正する法律案

律案

(議案付託)
一、昨二十一日委員会に付託された議案は次の通りである。

農林省設置法の一部を改正する法律案(第四十四回国会開法第九号)

(参議院送付) 内閣委員会付託

(議案送付)
一、去る十八日、第三十九回国会、第四十四回国会及び第四十一回国会において本院で継続審査をした次の本院提出案を参議院に送付した。

旧金毘羅章年金受給者に関する特別措置法案
提出案は次の通りである。

一、去る十八日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

昭和三十三年度一般会計補正予算(第一号)

昭和三十三年度特別会計補正予算(特第一号)

昭和三十三年度政府関係機関補正予算(特第一号)

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

昭和三十三年度分の地方交付税の單位費用の特例に関する法律案

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案

石炭鉱山保安臨時措置法の一部を改正する法律案
産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律案
炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案

昭和三十三年度分の地方交付税の單位費用の特例に関する法律案

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案

石炭鉱山保安臨時措置法の一部を改正する法律案

産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律案

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案

農林省設置法の一部を改正する法律案(第四十四回国会開法第九号、参議院送付)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的
本案は、農林行政の効率化及び充実に図るため、農林省の機構等に所要の改正を加えようとするものであつて、その主な点は次のとおりである。

1 大臣官房の所掌事務のうち賠償及び国際協力に関する事務を総括することを農林経済局の所掌に移し、同局をして農林部門における貿易、経済協力、技術協力等国際的諸問題の処理並びに農林水産物の流通段階及び金融部門における施策を通じて農林漁業者及び消費者の福祉増進を図る部局とする。

2 農林経済局の所掌事務のうち、農業行政に関する企画、農業団体の指導助成等の事務を振興局に移して振興局を農政局に改組し、農業経営及び地域別農業開発の見地から、農業行政の総合的企画及び実施に当たる部局とする。なお、農業協同組合部はこれを廃止する。

3 果実、野菜等園芸特産物の生産、流通及び消費に関する行政を充実するため、振興局の所掌事務の一部を分離して新たに園芸局を設置する。

4 肥料検査所(六)と飼料検査所(七)を統合して肥料検査所の所在地に肥料検査所(六)を設置する。

5 農地事務局(七)の所在地に、これと管轄区域を同じくする地方農政局(七)を設置し、これに農林本省の所掌する農畜産業に関する事務を分掌させることとして農地事務局は廃止する。

6 林野庁において、林政部の所掌事務のうち労務管理、組合との交渉及び職員の福利厚生等に関する事務を分離して新たに職員部を設置する。

7 水産庁に関する規定を整備して農林省設置法に加え、同庁設置法並びに漁業制度調査会設置法を廃止する。

8 水産庁における改正の主な点は次のとおりである。

イ 次長を廃止し、漁政部の所掌事務のうち人事、会計その他の庶務を分離して新たに長官官房を設置する。

ロ 生産部は、もつぱら遠洋漁業並びに漁船に関する事務に従事する部局とし、生産部の所掌事務のうち水産物、氷及び水産用資材等に関する事務並びに調査研究部の所掌事務のうち水産に関する経済的社会的諸問題の調査研究等に関する事務を漁政部の所掌に移す。

ハ 水産講習所を水産大学校と改称する。

ニ 支海連合海区漁業調整委員会を水産庁の附属機関に加える。

9 定員外職員の定員化等のため、職員の定員を八六二人増員して次のとおりに改める。

本省 三〇、二六六人(定員化八五五人、減員三五人、差引八二〇人の増)

食糧庁 二八、九四六人(定員化一五五人、減員一五人、差引増減なし)

林野庁 一、〇七七人(定員化八八人の増)

水産庁 一、七七四人(定員化三四人の増)

合計 六二、〇六三人(定員化九二二人、減員五〇人、差引八六二人の増)

10 本法は、昭和三十八年二月二十日から施行する。ただし、地方農政局の設置に関する規定は、公布の日から起算して五月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

二 議案の可決理由

本案は、農林行政運営上、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十七年十二月二十一日

内閣委員長 永山 忠則

衆議院議長清瀬一郎殿

昭和二十七年十二月二十二日 衆議院會議録第九号

一三四

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部 十五円
(但し良質紙は二十円)
(送料別)

発行所 東京都新宿区市谷本村町三番地
大蔵省印刷局官報課
電話 東京 三三二六